後期高齢者医療制度のお知らせです

令和８・９年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費等を推計して２年ごとに見直されます。
長野県における令和８・９年度保険料率は、後期高齢者の増加や医療費の伸びに加え、現役世代の負担を抑えるための国の制度改正により、次のとおり増額改定することになりました。
お一人おひとりの保険料額は６月下旬に決定し、７月以降にお住まいの市町村から決定通知書によりお知らせします。
皆さまのご理解とご協力をお願いします。

	令和６・７年度		令和８・９年度	令和８年度（年度ごと算定します）
			基礎賦課額	子ども・子育て支援納付金賦課額 ※新設
均等割額	44,365円	→	48,827円	1,339円
所得割率	9.45%	→	8.80%	0.25%
賦課限度額	80万円	→	85万円	2万１千円

均等割額
基礎賦課額
48,827円
子ども・子育て賦課額
1,339円

＋

所得割額
基礎賦課額 8.80%
（所得－43万円）×
子ども・子育て賦課額 0.25%

＝

年間保険料額
限度額は87万1千円

子ども・子育て支援納付金賦課額

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第47号）」により、子育てを社会全体で支えるため、令和８年度から子ども・子育て支援金制度が始まります。
後期高齢者医療制度においても、保険料と併せて子ども・子育て支援金を納めていただき、これを財源に子育て世帯への支援を行い、少子化に歯止めをかけ、日本の未来を支えるための制度です。

こども誰でも通園制度（概要）



子育て支援の拡充

児童手当の拡充（R6.10から支給開始）	所得制限撤廃、高校生まで延長、第3子以降3万円
妊婦10万円給付（R7.4から支給開始）	妊娠・出産時に合計10万円給付
育休手取り10割（R7.4から支給開始）	両親が育休取得した場合に手取り10割相当支給
時短勤務給付（R7.4から支給開始）	育児中に時短勤務をする場合に時短勤務時の賃金の10%を支給
こども誰でも通園制度（R8.4から給付化）	保育所等に通っていないこどもの保護者が月10時間利用可能
国年育児中保険料免除（R8.10から制度開始）	フリーランスの方の育児期間中の年金保険料免除

保険料上昇の主な原因

● 現役世代からの支援金の減少

後期高齢者医療における医療費の負担割合は、後期高齢者負担率によって定められています。後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じになるように令和６年度に制度改正が行われました。これにより長野県の後期高齢者医療制度では、後期高齢者交付金（若い世代からの支援金）は前回の後期高齢者負担率で算定した場合より約40億円減少します。

● 出産育児支援金

出産育児一時金の支給費用の一部を、現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援（拠出）する仕組みです。令和６年度に導入されましたが、激変緩和措置の終了により、長野県後期高齢者医療では２年間で約５億円負担が増加します。

● 診療報酬のプラス改定による医療費の増加

診療報酬の改定が、12年ぶりに全体でプラス改定となりました。その影響もあり、今回の改定における一人当たり医療費の対前年度伸び率は3.28%となり、医療費の増加が予想されます。

保険料の増加抑制

● 決算剰余金の活用と財政安定化基金の拠出

決算剰余金の活用（50億円）と、長野県が管理している財政安定化基金からの拠出（13億円）を受けることで、保険料率の増加抑制を図りました。

● 均等割の 7割軽減を7.2割軽減に拡充

低所得者に配慮するため、基礎賦課額の均等割の7割軽減について、7.2割軽減として軽減額を拡充します。

保険料の軽減

所得の低い方については、均等割額の軽減措置があります。

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額	軽減割合(軽減後の均等割額)	
	令和8・9年度	令和8年度
	基礎賦課額	子ども・子育て支援納付金賦課額
43万円＋10万円×（給与所得者等の数※－1）以下の場合	7.2割軽減（13,671円／年）	7割軽減（401円／年）
43万円＋（31万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数※－1）以下の場合	5割軽減（24,413円／年）	5割軽減（669円／年）
43万円＋（57万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数※－1）以下の場合	2割軽減（39,061円／年）	2割軽減（1,071円／年）

※　給与所得者等の数とは、世帯内の被保険者と世帯主のうち、55万円を超える給与収入を有する方の数と公的年金等の収入が125万円（その方が65歳未満の場合は60万円）を超える方の数（給与所得を有する方を除く）の合計をいいます。

≪お問い合わせ先≫
大町市役所　市民課　国保・年金係　電話 0261－22－0420（内線423）
または、長野県後期高齢者医療広域連合　電話 026－229－5320

